

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第82号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成26年2月19日（水） 09時30分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町鯛ノ浦漁港南東方沖 新上五島町所在の鯛之浦港寒古島灯台から真方位135° 1海里付近 （概位 北緯32° 55.4′ 東経129° 07.8′）
事故等調査の経過	平成26年9月5日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 えれがんと1号、71トン
船舶番号、船舶所有者等	136381、株式会社五島産業汽船
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 機関長、四級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長が乗り組み、乗客70人を乗船させ、鯛ノ浦漁港南東方沖を両舷主機回転数毎分（rpm）約1,750で航行中、平成26年2月19日09時15分ごろ、右舷機に異常振動が発生して回転数が約1,600rpmに減少し、上甲板のオイルミスト管からミストガスが多量に発生していたので、09時30分ごろ右舷側のV型ディーゼル機関（以下「右舷機」という。）を停止して左舷側のV型ディーゼル機関のみの運転とした。</p> <p>本船は、鯛ノ浦漁港に寄港した後、14時00分ごろ長崎県長崎市長崎港の大波止ターミナル岸壁に接岸した。</p> <p>本船は、機関整備会社による開放点検が行われた結果、右舷機の左舷側（以下「左バンク」という。）及び右舷側（以下「右バンク」という。）の各1番シリンダのシリンダライナ及びピストンが焼き付いてピストンが割損しており、左バンクの4番シリンダのシリンダライナ及びピストンが焼き付いていた。</p> <p>また、右舷機の左バンクの1番シリンダでは、シリンダライナに亀裂が発生しており、同亀裂から冷却清水がオイルパン内に漏えいし、潤滑油に混入していることが確認された。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約13m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
その他の事項	本船は、右舷機の左バンクの1番及び4番両シリンダ並びに右バンクの1番シリンダの損傷部品を新替えし、燃料噴射弁を予備品と交換

	<p>して試運転を行ったが、白色の排気ガスが排出されたので、右舷機全シリンダの燃料噴射弁の新替えを行った。</p> <p>本船は、取り外した右舷機全シリンダの燃料噴射弁を機関製造会社にしたが、検査結果を入手できなかった。</p> <p>右舷機は、3シリンダのみの損傷であり、他のシリンダに損傷はなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、鯛ノ浦漁港南東方沖を航行中、右舷機の3シリンダのシリンダライナ及びピストンの摺動部が潤滑不良を起こして焼き付いたことから、右舷機の運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>本船は、右舷機の3シリンダの燃焼室内で異常燃焼が起こり、発生した高温の燃焼ガスによりシリンダライナの潤滑油膜の形成が困難になったことから、シリンダライナ及びピストンが焼き付いたものと考えられるが、異常燃焼に至った経緯を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、鯛ノ浦漁港南東方沖を航行中、右舷機の3シリンダのシリンダライナ及びピストンの摺動部が潤滑不良を起こして焼き付いたため、右舷機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関の運転状況を常時把握するように努めること。